

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 参議院合同選挙区選挙管理委員会に関する事項

一 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号。以下「改正法」という。）による改正後の公職選挙法第五条の六第八項に規定する合同選挙区都道府県が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の二分の一以上である法人とすること。（第一条関係）

二 参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなして適用する地方自治法、地方公務員法及び地方自治法施行令の規定を定めること。（第一条の二第一項関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日に関する事項

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。 （附則

第一項関係）